

(仮称) 串本 IC 周辺地域活性化施設整備に関する官民連携事業に係る
条件付き優先交渉権者の決定の取り消しについて

令和 7 年 10 月 31 日付けで公募し、令和 8 年 4 月 24 日付けで決定していた(仮称) 串本 IC 周辺地域活性化施設整備に関する官民連携事業の優先交渉権者について、下記のとおり優先交渉権者の決定を取り消し、選定を行わないこととしましたので、公表します。

令和 8 年 6 月 11 日

串本町長 田嶋 勝正

記

1 事業名

(仮称) 串本 IC 周辺地域活性化施設整備に関する官民連携事業

2 優先交渉権者の候補者グループ名

「(仮称) 人見・小森・アクア・オリコン・コンソーシアム」

3 優先交渉権者の候補者を取り消す理由

条件付き優先交渉権者決定後、優先交渉権者選出にあたり付されていた条件に対する事業者からの提案等を求めている中、構成企業である 1 社がグループから撤退する旨の申出がありました。

募集要項 18 ページ「(3) 要件に関する注意事項②」に記載のとおり、応募事業者が参加表明書にて参加の意思を表明した構成企業及び協力企業の変更は、町がやむを得ない事情と判断できる合理的理由が明らかでない限り原則認めないとしており、期限付きで合理的理由を示すよう求めていました。

しかし、期日までにやむを得ない事情と判断できる合理的理由が示されなかったため、構成企業のグループからの撤退を認めるわけにはいかず条件付き優先交渉権者の取り消しが妥当であると判断しました。

4 今後の対応

条件付き優先交渉権者の決定は取り消しとなりますが、PFI 法に基づく特定事業の選定は取り消さず、再度事業者の公募を行う予定としております。

現時点でスケジュールや詳細な条件等は未定ですが、決まり次第、町ホームページでお知らせします。